

【 6 】

氏 名	工 藤 敬 一 く どう けい いち
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 34 号
学位授与の日付	昭 和 43 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	九 州 荘 園 の 構 造 と 特 質
論文調査委員	(主 査) 教 授 赤 松 俊 秀 教 授 小 葉 田 淳 教 授 織 田 武 雄

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は、序説 九州荘園研究序説、第1章 地方社寺領、第2章 中央権門領 鎮西島津荘の研究、第3章 基礎構造上の基本問題から成り立っており、各章それぞれ節を立てて、問題を究明する。

序章は論文全体の分析視角を明かにする。それによると、荘園制は貴族的・都市的領有の組織であって、その特色は、古代的な在地豪族への依存性を脱却しているが、新しく成立する在地領主制にもあまり規定されない散田、請作関係に存し、その盛期は十・十一世紀である。九州荘園は、郡荘に象徴される広大な荘域を持つ一円所領、十三世紀以後にも存続した半不輸領、大宰府の官人が府領や私領を寄進して成立したものが多く存在することに特色がある。著者は、所有者によって九州荘園を地方社寺領と中央権門領に別けて考察し、後者に属する荘園でも、その支配が所有者にとって経済的意義が重大な場合、所有者が経営に力を注いだことを究明する。また九州地方社寺のうち、特に神社は、祠官が旧国造の系譜を引くものと、律令制国家の支持によって官社化したものの二種類が存するが、その所領支配はそれによって当然異なるものがあつたとし、それを明らかにする。

第1章は、九州第1の大社として、大宰府管内諸国に広く所領を持つ宇佐宮、肥前国一宮の河上社、肥前国杵島郡鎮守の武雄社の三社領を地方社寺領の典型として、それぞれに構造と特質を論究する。宇佐宮所領で著者が重視するのは封郷であって従来の研究では顧みられなかった分野である。著者は関係史料を精査し、封郷が旧国造支配の伝統と律令制給与としての封戸を基礎に形成されたにもかかわらず、その支配が確立したのは12世紀初頭であることを明らかにする。封郷支配根幹は、著者によると、封民に対する人身的支配にあり、郷司は宇佐宮で序分の身分を持つ神民中の有力者であった。封郷には面積でやく一割の佃と用作があり、これら二種の田は、宮役人が知行する後田畠と一組をなしており、後田畠によって補充される仕組になっていた。宮役人が直営する用作は、本来氏人が担当した神饌の貢進に当たった。著者は以上の事実を明らかにし、宮役人を媒介とする封民の人身的支配が封郷支配の論理的起点であつたことを確認する。

河上社領の多くは国司によって免除された免田であって、社としては当初独自の社領支配機構を持たず国衙の支配機構に依存した。13世紀中葉に肥前国が造東大寺司の知行国となったことを契機に、従来は社領免田の給主に過ぎなかった在地領主層が国衙機構の依存性を次第に脱却し、農民層の成長に対応して地域的連合の方向に進み、給主として社役を不納し、社・国衙に反抗の姿勢を示すようになった。社僧の首位を占めた座主の経済的あり方もそれによって変化し、下地進止権を持つ在地領主化した。著者は以上の事実を社有の多数の文書から明確にする。

武雄社領の規模は小さく、その支配は国衙など外部に依存し自立的支配を長く実現し得なかったが、12世紀末から次第に激化した大宮司職嫡座争いの結果、13世紀末になると、大宮司職であることが一族支配の決め手でありえなくなり、大宮司は惣領として統制を強化し、積極的に個々の下地進止権を伴う所領の集積に向かった。著者は以上の事実を河上社と同じく社有文書の研究から明らかにする。

第二章は、中央権門領として最大の面積を持つ撰閥家領鎮西島津荘について、遠隔地荘園の収取機構を主として究明する。著者はまず島津荘に顕著の寄郡を素材として考察し、寄郡を構成する耕地の所有権を基礎として、寄郡の構造の発展段階に3形態があり、国衙からの距離の遠近がそれに対応していることを始めて明らかにする。また寄郡の収取形態は、畿内などでは十一世紀に始まる雑役免の一種であって、公事は本来領家が収取するものであったが、島津荘は遠隔地荘園として夫役その他雑公事の多くは在地勢力が収取した。かれらはその主体性を維持しつつ領主化し得たのは寄郡がかかる有利な条件を具えていたからである、と著者は主張する。従来の研究では深く追究されなかった遠隔地荘園の支配についても、著者は島津荘を素材として究明し、弁済使の補任形式が時代によって3段階に区別されること、十四世紀になって弁済使補任権が預所から荘政所に移行したことによって、島津荘の支配は完全に在地領主の請負となったこと、13世紀に惣地頭島津氏が荘に入部し領主化したことは伝統的勢力である小地頭の対立を激化させ、島津荘の領家支配は寄生的性格と惣小両地頭の対立によって生命を維持したが、その本質は失なわれた、その時期は十四世紀初頭であった、と主張する。

第3章は九州荘園耕作者の存在形態である在家と百姓名について考察する。著者によると、九州のような辺境の在家は郡郷司層の収取対象として成立し、田地のみではなく家・畑・山野まで含む一円的形態をとるのは、耕作者の土地所有権の未熟に規定されたものである。本在家層は先進地帯の百姓名に相当する有力者であるが、十三世紀末期から十四世紀にかけて分解し脇在家の析出が進行し、門割制度の母体となった。著者はまた従来研究されることがない九州荘園の上家分田畠・在家についても注目し、その本体は浮田であって料給田に当てられたことが多いこと、その耕作者は畿内の間田とは異なって中心的荘民が多かったこと、上家分の名称は領家直属を意味するらしいことを明らかにする。百姓名については、均等名的構造と性格とを主題として、それが顕著に現われている筑後国水田荘・豊後国田染荘・豊前国岩崎荘・豊後國小野荘を素材として考察し、従来の研究のように単に在家の進化として研究するだけでなく、それぞれの政治的条件を明らかにし、その成立と特質を措定する。著者によると、九州における百姓名の成立は、十四世紀の荘園制解体が決定的になった時に実力による下地進止が必要となり、それを可能とする強力な直接支配をなし得た場合のみ成立したものである。なお付論一節が附与され、島津荘伝領の問題を解明する。

論文審査の結果の要旨

荘園研究が本格的に始まってから既に六十年以上の年月が経過しているが、九州や東北地方の荘園が構造として、畿内または中間地帯とは異なるものを持っていることの認識のもとに研究の必要がさげられたのは戦後のことである。辺境社会の政治的経済的構造が他と異なることは当然に推測されるが、荘園制が展開する八世紀から十四世紀の時代と実地に即して、それを究明することは、なお成し遂げられていない。この論文は、九州荘園のなかでも従来研究が進んでいない神社領と撰閥家領を素材として、その支配収取構造の特質を明確にし、律令制支配機構に依存して荘園が発達し、それに伴って在地領主と耕作者がそれぞれに成長・発展した過程を明らかにした。同様の事実は畿内でも認められ、著者が荘園制本来のあり方として重視する散田・請作体制は十世紀にすでに普遍的に展開し十二世紀には寄進地系荘園が多く発生したが、九州の場合、寄進地系荘園の発生が畿内と差がないことが知られているが、経営の実体についてはほとんど知られていなかった。宇佐宮領の封郷の構造、島津荘の形態・上家分田畠・在家の仕組の形態などは、この論文によってはじめて明らかにされたものである。著者は論証の過程において関係史料・論文を精査すると同時に荘園制全般についても透徹した視角を持つことに努めた。その点は高く評価される。しかし九州荘園では、この論文で取り上げられなかった有力社寺領はなおいくつかあり、それに対しても研究することが望ましく、著者の今後の精進を期待する。

以上述べたことにより、この論文は文学博士の学位を授与するに価するものと認める。